

調布市商工会マスコットキャラクター「勇丸くん」着ぐるみ使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、調布市商工会のマスコットキャラクター「勇丸くん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認申請）

- 第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、調布市商工会事務局（以下「事務局」という）に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の申請書は、使用期間初日前3か月から使用期間初日前7日までの期間に提出しなければならない。

（貸与の許可）

- 第3条 事務局は前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、着ぐるみの使用を否決する。
- 一 調布市商工会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - 五 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共団体（法人格がないものを含む）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的で開催するおそれがあるとき。
 - 六 その他、事務局が着ぐるみの使用について不適當であると認めたとき。
- 2 前項により使用を承諾する場合、「勇丸くん」着ぐるみ使用承諾書（様式第2号）により、使用を承諾しない場合、「勇丸くん」着ぐるみ使用不承諾通知書（様式第3号）により借受希望者に通知するものとする。

（貸出方法）

- 第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、調布市商工会にて土日祝除く開館日の9時30分から17時の間に直接着ぐるみを借り受け、直接返却する。その作業は借受者が行うものとする。
- 2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担と

する。

（使用期間）

第5条 着ぐるみの使用期間は、原則として1週間以内とする。

（着ぐるみ使用料・および各種経費）

第6条 着ぐるみの使用料は、外部団体への貸出は一日につき2万円（税込）とする。

※本体の貸出のみであり演者付き貸出は行わない。

- 2 調布市商工会事業に対する貸出は無料とする。
- 3 着ぐるみ使用料の収受については原則商工会窓口で現金で行う。
- 4 着ぐるみ着用者およびアテンダントについては借用者が手配し、その経費については借受者の負担とする。
- 5 その他勇丸くんの貸出、運用にかかる経費については借受者の負担とする。
- 6 上記の規定については勇丸くん実行委員会の協議の上、別途定めることができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。
- 二 使用期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみ返却時には着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 四 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- 五 着ぐるみの使用について別紙の運用要領および運用要綱を遵守し取り扱うこと。
- 六 その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

（貸与許可の取消）

第8条 使用許可を受けた者が、前条に定めた事項を遵守しなかったときは、又はその他のこの規程に違反したときは、その許可の取り消しとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、調布市商工会はその責を負わない。

(現状復帰および損害賠償)

第9条 着ぐるみを亡失、欠損、汚損した場合、次の事項に沿ってその損害を賠償しなければならない

- 一 着ぐるみを亡失した場合、上限金500,000円以内の実費代金
- 二 着ぐるみを欠損した場合、上限金300,000円以内の実費代金
- 三 着ぐるみを汚損した場合、クリーニング料金、部品交換等現状回復にかかった実費、または汚損した旨を調布市商工会事務局に報告したうえで、汚れを落としてから返納する

(許可者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、調布市商工会は一切その責を負わない。

(キャンセル)

第11条 予約のキャンセルに関しては次の事項に沿って申し受ける

- 一 使用期間初日前3日より前 キャンセル料なし
- 二 着ぐるみ受け渡し後または使用期間初日前3日以後 予定金額の全額

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取り扱いに係わる必要な事項は、勇丸くん実行委員会が別に定める。

附則

この規程は、令和5年7月1日より施行する。